

○三次市青少年体験活動補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 26 日教育委員会告示第 6 号

三次市青少年体験活動補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 教育委員会は、市内に居住している小学生以上おおむね 18 歳以下の者（以下「青少年」という。）の自然体験活動その他の体験活動の振興を図るため、三次市青少年体験活動補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、[三次市補助金等交付規則（平成 16 年三次市規則第 65 号）](#)に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 青少年の健全な育成を目的として、青少年の体験活動の振興に自主的に取り組む団体
- (2) 団体の構成員の半数以上が市内に居住している者である団体

2 前項の規定にかかわらず、市から他の補助金の交付を受けている団体は、補助対象としないものとする。

(補助対象活動)

第 3 条 補助金交付の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とし、市内全域の青少年が参加できる機会が得られるよう広く募集が行われる活動とする。

- (1) 自然体験活動
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める体験活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、補助しないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治的又は宗教的な活動目的で実施される活動
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないとする活動

(補助対象期間、補助対象活動経費及び補助額)

第 4 条 補助対象期間は、4 月 1 日から当該会計年度の 3 月 31 日又は当該活動が終了した日のいずれか早い日までとする。

2 補助金の対象となる経費は、活動の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費（活動費の 20 パーセント未満とする。）、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料とする。

3 補助金の額は、補助対象活動経費の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の額が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、青少年体験活動補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める提出期限までに行うものとする。

- (1) 青少年体験活動計画書(様式第2号)
- (2) 青少年体験活動収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、補助金交付指令書を申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助金交付)

第7条 教育委員会は、前条の規定による補助金交付決定後、青少年体験活動補助金交付請求書(様式第4号)による補助対象団体の請求に基づき、補助金を交付する。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象団体は、当該補助活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助活動が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに青少年体験活動実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 青少年体験活動実績書(様式第6号)
- (2) 青少年体験活動収支決算書(様式第7号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(帳簿等の保存期間)

第9条 当該補助活動に関する帳簿及び書類は、当該補助活動が完了した日から起算して10年を経過した日の属する市の会計年度末日までこれを保存しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付及び交付方法に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

• [条沿革](#)

附 則 (平成28年3月29日教委告示第11号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日教委告示第8号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年3月30日から施行する。(後略)

附 則 (令和3年4月21日教委告示第15号)

この告示は、令和3年4月21日から施行する。

附 則 (令和4年1月7日教委告示第1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条のうち附則第2項の改正規定及び第2条の規定は、令和4年1月7日から施行する。